

明治に残る元禄地方直しの影「朝臣領」

—封建制度の終焉について—

仲 田 正 之

はじめに

元禄地方直しの草刈り場と化した伊豆は諸小領混在地などというように、幕領・大名領・旗本領が錯綜し、相給から七給まで多給村も多い。その諸小領混在形態が慶応四年一掃され、韭山県一括支配となった、と誤解される例が多い。その終焉がいつかの認識は不明確である。

慶応四年（一八六八）から明治四年（一八七二）の廢藩置県、あるいは地租改正まで、近世遺制を踏襲した例は多い。明治四年新貨条例以後も運上・冥加などは近世の年季請負を継続しており、その金高も帳簿上円錢厘に換算しているだけで実際は旧貨で納付している。このような社会・経済面は一朝一夕には変革するものではないが、土地を媒介とする封建制度がどこで終焉を迎えるかは重要な問題である。これを旧旗本領たる朝臣領より究明してみたい。朝臣領については、平成三年「韭山県と伊豆入組支配解消過程について」（『韭山町史の栞』一七集）で明らかにし、これを駒沢大学大学院史学大会でも発表した。これをもとに『韭山町史』十一巻近世通史編（平成八年）にも解説を加えた。また平成十年『韭山代官江川氏の研究』（吉川弘文館）にもとりあげた。これは、朝臣領が代官支配の変形たる県に密接な関係があるからである。

しかし、朝臣領は『国史大辞典』にも項目化されず、都道府県地名辞典の先駆たる『角川日本地名大辞典』にも顧慮されて

いない。さらに後発の平凡社府県別『日本歴史地名大系』でもまったく認識されず、伊豆国だけはやっとおしこむことができた次第である。

かくも認識されない朝臣領の資料はどうか。これが皆無というわけではなく、各地に散在し、江川文庫（静岡県田方郡韭山町）にも、No一五一八「朝臣領明治二年君沢・田方・賀茂・那賀郡已割付寄」、No一六七七「君沢郡已定免下組帳」、No一六五五「田方郡已定免下組帳」、No一五一四「賀茂郡已定免下組帳」、No一六五三「君沢・田方・賀茂郡已皆済仕出」、No一六六四「朝臣領君沢・田方・賀茂・那賀郡定免検見取已下組帳寄」などがある。昭和四十二（一九六七）年頃、神奈川県史近世部会が、朝臣領資料を収集し、神奈川県内に朝臣が存在したことを個別にしめしたが、近代編では看却された。また、静岡県史においては近代部会が同文庫の「村方廻状留」に注目し、資料16・近代一（平成元年刊）に収録し、通史編5・近現代一（平成八年刊）にも朝臣にふれる記述を残したが、朝臣領村の確定、実態にまではおよばなかった。

小論においては、伊豆の維新時における変化を見、朝臣領成立の過程、支配形態の変化などを再確認し、元禄地方直しによる旗本領が明治のどの時点まで存続するのかを見て、地方知行制度の終焉を確認したい。

一 幕府瓦解による幕臣の選択肢

慶応四年五月徳川氏の駿府七〇万石が決定した時点で、旧幕臣は①朝臣となり本領安堵される、②すべてを上納して農・工商となる、③駿府へ無禄移住する、の道があった。さらに、④駿府にて登用、⑤新政府に登用される、などの道もあった。

⑤新政府への登用は、新政府成立直後のため人材難で現場に通じた役人を継続採用せねばならない場所にみられた。江戸町奉行配下の町方（与力・同心）、各番所役人、外国方などである。特に財政の基礎たる徴税に通じた人材のない新政府は、勘定奉行木村兵庫（喜毅）の要請を容れ、五月晦日勘定所役人の一括登用を達した。これにより、勝手方も公事方も民政裁判所

に横滑りできたのである。⁽¹⁾ また、神奈川奉行配下より神奈川府裁判所職員に横滑りした例もあり、遠国奉行配下では同様の現象があった。⁽²⁾ 「行政官支配被仰付候者」と「諸場所役々被仰付候者」にあたる。

さらに上級旗本には、⑥大名に固定化するという、もう一つの選択肢があった。平常柳の間・菊の間などに詰めているが、九〇〇〇石前後から一万石をやや越える高を上下する家柄である。幕府勘定所はこれを大名と認識していなかったように見える。慶応四年二月、代官江川氏の手代柏木忠俊が旧幕府離脱の手続きのため勘定所に出頭したところ、木村兵庫は小田原藩・荻野山中藩・掛川藩・沼津藩領伊豆国分の引渡しを達した。この時、後の西端藩は含まれていない。万石を越えていても基本的には旗本待遇であったことがわかる。この⑥の選択肢を選んだのは、西端藩・小島藩・堀江藩などである。

西端藩は本多氏、本知九〇〇〇石、菊の間詰、定府。忠寛が元治元年（一八六四）江戸城警備の功により加増され一万五〇〇石となる。慶応三年忠鵬がつぎ、新政府により明治元年藩として認められ、西端に移転した。小島藩は松平信敏（滝脇）、本知一万石、菊の間詰である。藩と認定されたが、慶応四年七月十三日上総国桜井に転封となった。堀江藩は大沢基寿、本知三五〇〇石であったが、実高五五〇〇石と称し、浜名湖埋立て予定地を含め、一万六石と上申、藩として成立した。駿府徳川氏はこれを認めず、引渡しを求めたが拒否され、明治四年七月堀江県となるが、十一月には浜松県に併合された。これにともない、新政府は詮議を行い、同四年には旧藩主大沢基寿と旧藩士五名を禁固一年に処した。これを「万石事件」という。これらは、旗本の選択肢としてとらえるべき問題である。⁽³⁾

二 伊豆国上知と朝臣領の成立

1 大名領の上知

慶応四年四月十四日、代官江川氏手代柏木忠俊が勘定奉行木村兵庫（喜毅）から旧幕離脱を承認された時点で韭山県は成立

したとみるべきである。しかし、その管轄はなお流動的であった。基本的には、武蔵・相模・伊豆・駿河の支配地のうち、駿河は徳川氏に移管して、その分武蔵を増地する。伊豆は掛川・沼津・小田原・荻野山中の四藩領と旗本領を上知とし、伊豆国一円江川氏支配地となる予定であった。相模については旧支配地を暫定的に支配する、というものであった。しかし、小田原藩・沼津藩（菊間藩）領は替地が確保できず、伊豆国内に残った。また、本多修理（忠鵬）の知行地が西端藩の成立により残ることとなった。

小田原藩領は、君沢郡では下松本・上松本・玉川・平田・青木・梅名・安久・小海・長伏・久連・古宇・足保・八木沢の二九三三石余、田方郡では門野原・多田・大仁・田京・上沢・大竹・桑原の一四三八石余。このうち、君沢郡では玉川村は相給の井手鉄次郎分三九石を吸収し、青木村も相給土岐氏分一九六石を吸収、梅名村は小堀分七七三石・天野分一二七石を吸収した。また安久村は、小田原藩一六二石・韭山県（三宅・須田・井出・新庄上知分）三六九石・朝臣領河野氏一五〇石と三給。長伏村も朝臣領井出氏三七石と相給。田方郡は門野原村以外は韭山県と相給。

沼津藩領は、君沢郡で谷田・中・鶴喰・八反畑・北江間・小坂・河内・戸田・天野・花坂・戸沢の一八九〇石余、田方郡で平井・畑毛・北奈古谷・四日町・内中・白山堂・御門の三一〇七石余、賀茂郡は下白岩・鎌田・荻・吉田・川奈・富戸・赤沢・大川・奈良本・稲取・浜・白浜・河内・八幡野の二一九九石余。このうち、谷田村は本多・新庄・三宅・大久保・井出・井出の六給分五〇一石を吸収して八九〇石となったが、翌二年本多日向分四九二石が朝臣領に渡る。韭山県との相給は、北江間・小坂・戸田・天野・平井・畑毛・四日町・下白岩・浜・白浜・河内・八幡野の諸村である。

西端藩領一〇〇一石は、田方郡で田代・佐野・矢熊・田沢の七九一石、賀茂郡で十足・和田の二一〇石である。このうち和田村は朝臣領大久保銚三郎四五石と相給である。

このように、伊豆国八万四一五三石余のうち一万二五六九石余が藩領として残った。この過程で、錯綜支配を解消する方向で整理もなされたように見えるが、なお相給・三給の村を残している。

2 朝臣領の成立

慶応四年五月二十四日、徳川宗家は駿府七〇万石と達された。当時の万石以下の旧幕臣は、布衣八七二、御目見以上五九七二、御目見以下二万六〇〇〇、計三万二〇〇〇余⁽⁴⁾という。当然、その背後には家族がおり、上級の者には用人とその家族がいるわけである。概算七〇〇万石から一〇分の一への縮小では、従来の臣下を養えるわけがない。東北諸藩に呼応する旧幕臣の反抗が多発する中、強硬な措置をとれば帰順の意思ある者も新政府に対して決起する以外になくなる。そこで、翌五月二十五日には旧幕府より「尤、御旗本知行等の儀に付ては御願被仰立候品も有之思召に候間、可被得其意候事」と達され、先に述べた選択肢がしめされたわけである。

その選択肢のなかで最高の恩典は朝臣の道を選ぶことである。しかし、それは三〇〇年恩顧の主家を裏切る行為にひとしく、抵抗感は否めない。事実、朝臣の道を選んだ者に対する非難・攻撃は激しいものがあつた。紆余曲折があつたとみえ、伊豆国に関する朝臣という名の旧旗本の本領安堵を認めることが達されたのは、七月十三日である。この達は、新政府会計所より江川英武に達されたもので、旧幕旗下七十七人の知行地四万三〇九六石余を引き渡すが、帰順の者(朝臣)は追つて沙汰するので年貢は引渡すようにと、指示したものである。これに対し、江川氏元締根本慎蔵は、「朝臣希望者が不明確では事務処理が困難であるので、朝臣希望者は願書を提出したうえで本領安堵を明確にされたい。躊躇している者にはこちらよりも説得したい」と、江川英武の名で申し入れた。会計所の河野庄左衛門・天野鑑三郎は、幕府勘定所より新政府会計所に移籍した朝臣希望者であり、その説諭を「よろしく頼む」と口頭で答えた⁽⁵⁾。八月六日には葦山役所付属の郷宿鈴木文五郎・宇野範右衛門・大道寺吉兵衛より、旧幕旗下不帰順の村方の担当が廻状をもって通達された。この村方と朝臣領確定後の村方を比較すると、松下嘉兵衛・河野藤(庄・常)左衛門・原田熊太郎・進一・間部篤志郎・戸田市之進・大久保銚(鉄)三郎・本多吉弥の旧領は除外されており、朝臣領として本領安堵が確定していることが判明する⁽⁵⁾。

この間、七月二十日には鎮将府より「御扶助願姓名六・七日中に差出可申候、御扶助願候者は朝臣と相心得可申候⁽⁶⁾」と達し

が出ているが、これは八月に発される「徳川家臣ノ朝臣ト為ル者ノ禄ヲ定ム」⁽⁷⁾にみる高分けの蔵米支給対象者と見られる。文中「最初帰順実効有者不在此例事」という但書きが本領安堵対象者である。七月から八月にかけて鎮将府は駿府藩と争論し、駿府藩からの扶助者上申を禁止し、九月二十日に「扶助朝臣」希望出願は本人によるものとし、日限を九月十五日としている。⁽⁸⁾すなわち、静岡藩に所属しながら新政府の蔵米扶助をうけるもので、準朝臣とでも称して区別すべきものである。

七月二十四日、寄合の意思確認した際の「朝臣の御沙汰、又は相応の御用被仰付候はば忠勤可致候」⁽⁹⁾の朝臣は本領安堵対象者とみられるので、松下嘉兵衛以下第一段階の認可があったのはこの頃であろう。

先の七月十三日の会計所よりの旧幕旗下不帰順の知行所を伊豆国知事江川英武へ引渡す通達は、八月初旬廻状をもってなされた。南江間村(伊豆長岡町)へは八月六日にいったが、辰年貢は私領規定で徴収し、納入せよ、という。さらに八月九日、帰順の者の名前を追って通達するので、その支配村方は旧領主に納入せよとの通達がいった。さらに同十一日には、松下・河野・原田・戸田の朝臣認定が通達された。⁽¹⁰⁾しかし、すでに八月六日付廻状では、進・間部・大久保・本多領分村方の郷宿分担が除外されているので、実際には各村方はこれを承知していたとみられる。

九月二十四日には韭山役所より「本領安堵」と辰年貢「元地頭え直納之積可相心得旨」が発されるが、八月六日の郷宿分担ではずされている間部内膳(篤志郎)・本多吉弥・大久保銑三郎が正式に承認されており、新に大久保兵庫(義雄)・井出鉄次郎・津田内記が追認され、それぞれの村方が確認されている。⁽¹¹⁾このうち津田内記は明治元年(辰)のみの朝臣で、君沢郡三津・重寺・長浜・江梨・大沢・小坂もこの時のみの朝臣領ということになる。

津田内記の例や進などが正式な発令がないまま朝臣となっているように、さまざまな混乱のすえに駿府藩は明治元年十一月三十日「支配之者 行政官支配并諸場所役々被仰付候人員其外等之儀取調申上候書付」を報告した。⁽¹²⁾これによれば、行政官支配被仰付候者が九四五人、諸場所役々被仰付候者が一八八人、本領安堵被仰付候者(朝臣)が二人、である。このほかに朝臣御扶助願中之者が(準朝臣)五一人ある。したがって、政府の役についた者が九六三人である。役についても本来蔵米取りは

対象とならないから、役についたか否かを問わず本領安堵された朝臣が二三人、ということであろう。

三 伊豆の朝臣領

朝臣領が確定して間もない明治元年十二月「中太夫（元高家・交代寄合）以下知行所有之面々並社寺領共」に対し、行政官・会計官より厳しい達しが出た。⁽¹³⁾内容は、制札は府県より掲示すること、知行所村々役人進退は府県管理とし地頭差配を禁ずること、宗門人別帳は府県へ提出のこと、知行所年貢は府県管理とすること、夫役・用金などの申付けを禁止すること、の五項目にわたる。さらに、これ以外にも政務関係一切は府県管理とすると、念がおされている。本領安堵の知行地とはいいながら、実質支配は最寄の府県に移った。このため、慶応四年（明治元年）年貢は地頭に直納されたものの、明治二年からは府県が徴収した中から地頭に支給されることとなり、実質蔵米取回前となった。この過程において、明治二年「朝臣領…已定免…」などの帳面が韭山県において作成されたのである。

明治元年十二月十四日新政府は、中太夫溝口隼人助（直影）・下太夫本多日向（六郎）の本領安堵を通達し、明治二年一月から二月にかけて韭山県は両名の知行地・高を確認して、辰租税（明治元年分）を韭山県より交付することを弁事あてに報告している。⁽¹⁴⁾この報告には溝口直影の願書が付随しており、朝臣となった背景がわかり、興味深い。溝口氏は、越後新発田藩の分家で交代寄合、高五〇〇〇石、柳之間詰である。どういう手蔓か、東京進出した太政官代に呼び出され、奥州出陣を要請された。中でも、領地の奥州岩瀬郡横田（福島県岩瀬郡長沼町）が会津に近いことで本人も積極的協力を申請している。

溝口・本多の両名が最後の認可であり、津田内記がいかなる理由か元年のみの朝臣で除名されており、伊豆国の朝臣領が確定した。伊豆国上知状況と藩領・朝臣領については『韭山町史の棗』一七集にくわしく数値をあげて紹介してあるが、朝臣領のみについては明治二年の段階で高と郡村を再確認しておく。

溝口直影 一二六八石四〇八 賀茂郡関野・八幡・戸倉野・筏場・一条・上賀茂・下賀茂

松下嘉兵衛 一六二八石二一六五 田方郡大野・牧之郷・柏久保

河野藤左衛門 四四二石四〇五一 君沢郡安久 田方郡寺家

井出鉄次郎 二九九石六八二二 君沢郡玉川・長伏 田方郡間宮・大土肥

原田熊太郎 三一〇石三三五六 君沢郡熊坂 田方郡四日町

進 一 三五二石一九九九 君沢郡熊坂・久料・新谷・立保

間部篤志郎 一一六二石六九三 君沢郡木負・小下田・南江間 田方郡上船原 那賀郡安良里

大久保義雄 一九四四石一八〇五 君沢郡重須・小下田・南江間・御園 賀茂郡白田・湯川

戸田市之進 二五九石八三七八 田方郡柏谷・仁田・吉田

大久保銚三郎 八九六石七二五四 賀茂郡宮内・雲見・加納・和田

本多吉弥 七〇五石二七八四 賀茂郡田牛・二条・上小野

本多日向 六八三石二六五九 君沢郡竹倉・谷田 (明治二年より追認)

藩領でも相給・三給の存在をあげたが、朝臣領にかかわる村方も必ずしも一村支配ではない。これを郡別にみよう。

君沢郡 玉川 (小田原藩と井出) 新谷 (葦山県と進) 長伏 (小田原藩と井出) 安久 (葦山県・小田原藩と井出)

南江間 (葦山県と大久保義雄・間部) 熊坂 (葦山県と原田・進) 小下田 (大久保義雄・間部)

田方郡 間宮 (葦山県と井出) 仁田 (葦山県と戸田) 柏谷 (葦山県と戸田) 寺家 (葦山県と河野)

吉田 (葦山県と戸田)

賀茂郡 和田 (西端藩と大久保銚三郎) 一条 (葦山県と溝口) 二条 (葦山県と本多吉弥) 上賀茂 (葦山県と溝口)

下賀茂 (葦山県と溝口)

以上の中では、安久村が特異である。この村は元禄十一年地方直し以来八給であり、整理されたとはいえなお韭山県・小田原藩と井出氏の三給である。このほか、旗本八給から相給となった仁田村、旗本七給から相給となった柏谷村・吉田村、旗本六給から相給となった間宮村、五給から相給となった寺家村などがある。旗本多給村が上知されて韭山県となった中に、朝臣となった一家分がぼつんと残った形である。また、熊坂村は旗本六給から原田・進の朝臣領が残り、小下田村は大久保義雄と間部の相給がそのまま朝臣領となった。このように、元禄地方直しの残影が色濃く見えるのである。

『旧高旧領取調帳』で伊豆は、二八三か村、総高八万四一五三石余、幕領一万一七五九石余、藩領と旗本領が七万二三九四石余であった。明治元年末、韭山県が一七万石余をもって確定した時、伊豆国は六万〇二〇六石が韭山県、韭山県管轄の中太夫以下（朝臣）知行社寺領が一万一二一九石余、藩領は小田原藩四三七一石余・菊間藩七一九七石余・西端藩一〇〇一石余で計一万二五六九石余であった。韭山県以外の知行地がなお二万三七八八石余残ったのである。

この後、明治三年一月十一日韭山県は朝臣領の上知と俸禄制転換を朝臣領村々に達した。⁽¹⁵⁾ 民部省発令は明治二年十二月二日であり、朝臣は前出元年八月「徳川家臣ノ朝臣ト為ル者ノ禄ヲ定ム」をさらに低額細分化した禄制を適用され、単なる士族と⁽¹⁶⁾なった。

これにより知行地としての朝臣領は完全に消滅した。朝臣領としての徴税は、明治元年が旗本領の仕法、二年が韭山県の仕法で行ったことになる。しかし、韭山県では混乱をさけるためか、明治二年には定免と検見がほぼ半々であるので、旗本領の慣例をとっている。ともあれ、韭山県の作成した徴税台帳はこの二年のみで、三年以降が存在しないことがわかる。また藩領は、明治二年六月の版籍奉還で個人の知行地ではなくなっているので、個人に対する近世知行制度そのものが消滅したのである。しかし、なお藩領は明治四年廃藩置県まで伊豆国内に散在する。

四 伊豆以外の朝臣領

明治元年十一月で、朝臣となり本領安堵された旧幕臣が二人、伊豆でも追認されているのもう少し増えているであろう。また、韭山県は伊豆国のほか武蔵国韭山県支配八万九八四七石余と中太夫以下知行社寺領五八七六石余・伊豆国付島々一万石をあわせて一七万石となる。すなわち武蔵にも朝臣領と社寺領五八七六石余が付随するのである。そこで、伊豆で本領安堵された朝臣の伊豆以外の支配地を確認してみよう。

○進 一 (高一〇〇〇石) 下総国葛飾郡下吉妻 (埼玉県北葛飾郡庄和町)・上吉妻 (埼玉県北葛飾郡庄和町)・東宝珠花 (千葉県東葛飾郡関宿町)・平井 (千葉県東葛飾郡関宿町)

○間部篤志郎 (内膳、高二一五〇石) 相模国大住郡田村 (平塚市)・上糟屋 (伊勢原市)・下総国相馬郡押戸 (茨城県北相馬郡利根町)・惣新田 (茨城県北相馬郡利根町)

○大久保義雄 (高五〇〇〇石) 上総国天羽郡絹 (千葉県富津市)・同郡中 (千葉県富津市)・同郡八田沼 (千葉県富津市)、上野国利根郡下発知 (群馬県沼田市)・生枝 (群馬県利根郡白沢村)・岩室 (群馬県利根郡白沢村)・富士新田 (利根郡新治村か川場村)

○溝口直影 (高五〇〇〇石) 陸奥国岩瀬郡横田 (福島県岩瀬郡長沼町)・堀籠 (福島県岩瀬郡長沼町)・上野崎 (福島県岩瀬郡長沼町)・下野崎 (福島県岩瀬郡長沼町)・泉田 (福島県須賀川市)・上松塚 (福島県須賀川市)・下松塚 (福島県須賀川市)・館箇岡 (福島県須賀川市)

○松下嘉兵衛 (高三〇〇〇石) 上総国山辺郡白幡 (千葉県山武郡成東町)・武射郡新井田 (千葉県山武郡芝山町)・夷隅郡西之部田 (千葉県夷隅郡大多喜町西部田)・長柄郡古所 (千葉県長生郡白子町)

○河野藤左衛門 (常・庄、高九〇〇石) 上総国新田郡

○井手鉄次郎（高一二〇〇石） 常陸国真壁郡横根（茨城県下妻市）・館大宝（茨城県下妻市）・藤ヶ谷（真壁郡関城町）
井上（真壁郡関城町）

○原田熊太郎（高六〇〇石） 下総国葛飾郡下吉妻（埼玉県北葛飾郡庄和町）・上吉妻（埼玉県北葛飾郡庄和町）・東宝珠花
（千葉県東葛飾郡関宿町）・平井（千葉県東葛飾郡関宿町）

○本多六郎（日向、高四六二〇石） 遠江国城東郡東横地奥組（静岡県小笠郡菊川町）・東横地（静岡県小笠郡菊川町）・下
平川（静岡県小笠郡小笠町）・三沢（四五二石、静岡県小笠郡菊川町）・榛原郡藤森（静岡県志太郡大井川町）

○大久保銑三郎（鉄三郎、高？石） 支配地不明、○本多吉弥（高？石） 支配地不明

ここにみるように、福島県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県に彼等の旧領が散在したことがわかる。本領安堵された彼等の伊豆所領が保全されたことから見て、多少移動・整理はあったにせよ他国でも朝臣領として存在した可能性は高い。そこで、各自治体史などからそれをさぐってみよう。

静岡県下では本多日向の遠州領が駿府藩管理下になるが、存在し得たかが問題である。これについては、遠州気賀（細江町）に陣屋をもった近藤兵庫助履歴がある。⁽¹⁷⁾ 近藤兵庫助は、慶応四年二月朝臣となり、気賀関の警備を命ぜられている。同年十月上京し、十一月四日本領安堵・中大夫を命ぜられたが、その場において駿府藩領との関係から追って替地の沙汰をうける。このため、遠江国引佐郡気賀村を除く、引佐郡広岡村、同国長上郡小松村・道本村、鹿玉郡新原村、豊田郡柴本村を上知された。そして東京定府となり、翌年二月には気賀村を、三月には気賀陣屋を引渡した。替地はあたえられないまま十二月二日旧旗本朝臣の禄制改革により一二〇石取の士族となった。したがって、本多日向の本領安堵も明治元年においては遠州領のみで、明治二年没収され、伊豆の旧領に替地となったことがわかる。

『神奈川県史』は資料編8近世（5上）旗本領・寺社領1に、No.二八九・二九〇間部内膳の鎮将府出仕・東京市中取締の達（慶応四年十月、上糟屋山口家文書）、No.三一九に太田運八郎（元船手奉行）の拝島・田中・下柚木・田代・八菅・栗原で三〇

〇〇石の本領安堵の達書、No.五八五〜五八七に旗本佐野氏の朝臣・本領安堵の達書、などの資料を収録している。中でも間部は兵を率いての勤仕がわかる。この支配旗本ごとの顛末資料をうけて、同通史編3近世(2)(昭和五四年刊)第六章海防と開国・第五節幕府倒壊・二神奈川府成立の幕府の滅亡と旗本の去就として、旗本の選抜肢をあげ、朝臣・本領安堵の例をあげている。ここには、武蔵国都筑郡長津田(横浜市)・栗木(川崎市)など一五〇〇石支配岡野氏、愛甲郡田代(愛川町)・高座郡栗原(座間市)など三〇〇〇石支配太田氏、大住郡高森(伊勢原市)・愛甲郡小野(厚木市)など三〇〇〇石支配妻木氏、高座郡上溝(相模原市)・倉見(寒川町)・蓼川(綾瀬市)など三五〇〇石支配佐野氏、大住郡石田(伊勢原市)など四三〇〇石支配の甲斐庄氏、大住郡上糟屋(伊勢原市)・田村(平塚市)など一五〇〇石支配間部氏、高座郡浜之郷・中島(茅ヶ崎市)七〇〇石支配山岡氏、など多くの実例をあげている。しかし、同資料編11近代・現代(1)および通史編4近代・現代(1)(昭和五五年刊)は、近世の成果をまったく継承していない。また、資料編21統計Ⅱ解説編1行政区画の変遷では「神奈川県下には神奈川府・藩領・韭山県が混在した」とのみ記して、朝臣領の文字はない。新政府より本領安堵されたのであるから、短期間とはいえ朝臣領が存在したことは自明の理である。近世から近代への連環が完全に欠落した例である。

朝臣領を認識した典型的な例は、『神奈川県 中郡勢史』(昭和二八年刊)である。¹⁸⁾同書は、戦前より小学校学区単位で資料収集した成果であり、担当者川口清の力量がみえる。朝臣領廃止の三年十二月十日は二年の誤りであろうが、明治初期の封建遺制に朝臣領を組み入れた画期的なものである。

…官軍の招撫に応じて旗本の士四十五人が帰順した。その中に勝田綱吉(采地城所・小鍋島・池端) 武田侍従(采地戸田・真田・虫窪) 間部内膳(七五三引^{しちごさんひき}) 加藤右近(采地真田・寺分・吉際)等がある。…明治元年五月三日朝臣に列せられ、十五日、本領を安堵された。明治二年九月の城所村絵図には、勝田綱吉知行の民家と田地に特別の記号を付けて「朝臣御百姓」及び「朝臣田」と記している。之れより先、政府は地方三治の制を定めて、朝廷の直轄地を府県とし、旧大名の領地を藩とし、元年五月廿四日旗本の采地を没収して韭山県に管せしめ、十二月一日神奈川県に移管した。此の時本郡内に封建体制が

残っているのは、小田原藩・六浦藩等の藩領と、朝臣領・社寺領であるが、藩領は二年六月十七日の版籍奉還、四年七月十日の廃藩置県で崩壊し、此の時本郡は小田原県の治下に入った。朝臣領は三年十二月十日、社寺領は四年一月五日、夫々上知を命ぜられ……

『福島県史』通史は近世編において、溝口氏の例をあげ「戊辰の戦役に、領主直景は横田の館にいて官軍に味方したので、明治二年大夫席を授けられ、八二〇〇石を加封され、版籍奉還に及んだ」とし、近代編において「……しかも、それらが戊辰戦争から廃藩置県にかけて短期間に実に複雑多様な行政上の変化をたどった」と、府藩県一様でないことを表現している。⁽²⁰⁾

『埼玉県史』通史近代編は、「このころには諸藩ばかりでなく、関八州の天領を支配する代官らも勤王誓書を提出し、朝臣となって新政府管轄地の治安維持を命じられていた」とのみあり、埼玉県内に存在した朝臣領にふれていない。⁽²¹⁾

市町村史では『町田市史』に、元年九月二十九日に武蔵知県事古賀一平から、古賀管轄下の本領安堵された朝臣一名の年貢について達しがあつたが、「町田市域を支配していた旗本には該当者が全く無い」と武蔵国に朝臣の存在を述べている。⁽²²⁾ また『相模原市史』の「明治初期における支配の変遷」表に高座郡上溝村が朝臣佐野氏領となり明治二年三月十日神奈川県に併合された記事がある。⁽²³⁾

このように、朝臣と朝臣領の存在に触れたものが皆無ではなかった。しかし、これが地名辞典などに吸収されたわけではないので認識された存在とはいえない。たとえば、溝口直景をとりあげた『福島県史』の記述がありながら平凡社『福島県の地名』（日本歴史地名大系、一九九三）の長沼町の項には明治初期の記述が完全に欠落している。また、ほとんどの自治体史の明治初頭の記述は府藩県三治を盲信し、個別検証を怠っている。

わずか二か年の間にめまぐるしく変化した朝臣領である。各朝臣領村は多給村も多く、個別的検証はなお不可欠である。またすべての自治体史を調査したわけではなく、見落しもあるが、伊豆国以外の朝臣領存在は確認し得た。しかし、『神奈川県 中郡勢史』の昭和二十八年は別格としても、朝臣領の存在に言及した自治体史は昭和四十年代に刊行されている。昭和五

十年代以降がこれを継承していない。

朝臣領の研究はなぜ継承・認識されないのか。伊豆をふくむ静岡県史以下静岡県史の自治体史で検証してみよう。静岡県史近代は、伊豆国「村方廻状留」（慶応四年）に着目して、これを『静岡県史』資料二「近代一」に収録した。そのため、「朝臣」については存在を認め、徳川氏の駿府転封にもなって、朝臣の道を選択した者があったことを通史編に位置付けた。しかし、朝臣領に関する年貢収納の帳面類を看却したため「朝臣領」という名の知行地が継続したことに認識がいたらなかった。また、同資料編においては第二章「葦山県・1代官領からの転換と旗本領の消滅」とタイトルをうって旗本領は消滅したことを前提に編集した意図が感ぜられる。

『葦山町史』は、葦山代官編で資料編二巻・通史編一巻を刊行したため、近代代官としての成立から葦山県・足柄県にいたる役所の終焉までとりあげざるをえなかった。このため、葦山県管轄の租税収納に朝臣領の存在を確認し、平成三年「葦山県」と伊豆入組支配解消過程について」（『葦山町史の葉』一七集）で紹介した。そして、葦山町史が朝臣と朝臣領をとりあげたのは通史編近代で、刊行は平成八年三月である。『静岡県史』通史編5「近代一」も同年同月の刊行であり、これを吸収することができなかった。

『伊豆長岡町史』中巻（近代編）は平成十二年の刊行であるが、南江間村が朝臣領であることを見過ごした。葦山町の隣町であることを考えれば、ここに朝臣領が認識されない原因をさぐれそうである。その最大の原因は南江間名主津田家文書にある。津田氏は継続的に丹念な御用日誌を残しており、これを活字化したものが伊豆長岡町史資料集別編1『津田家文書』である。これには、朝臣領に関する葦山役所よりの廻状が書き留められている。しかし、租税収納ほか一切の行政指示を葦山県がおこなったため自らが朝臣領農民である意識がなく、あらゆる面で領主大久保氏との記述がないのである。これが、朝臣領の記録が地方に残らなかった原因であり、管轄県の資料が残らないかぎり、認識されにくい、実証されたい原因である。

この傾向は他県でも同様で、関東・東北などでは朝臣領という名で旗本領が存続したことは、地方文書にあたる研究者は認

識している。しかし、明治二年の年貢納入先が県であること、達しなどが県から出ていることなどから、明治元年の一時的措置で同年中に奉還したと理解している例が多い。

むすびにかえて

元禄十一年元禄地方直しによって、旗本領が分散・散在して明治維新をむかえたことは周知の事実である。しかし、維新によってこの旗本領の一部が本領安堵されて朝臣領の名のもとに明治三年一月まで関東一円に存続したことはまちがいない。ほぼ元禄地方直しのまま本領安堵されたため、相給・三給などの形も残った。すなわち、明治三年一月まで近世地方知行制度は形式的とはいえ存続したことを証明した。

朝臣領がここまで認識されなかった原因は資料にある。朝臣領と認知した旨の達しは「廻状留」などの村方文書にも多く残っているはずである。しかし、徴税は県が行い、行政的管理も県が行う。したがって、村方文書には管轄県との来復記録のみが残り、一見すると県支配に入った誤解をあたえる。管理記録は県にのみ残り、これを発掘せねば確認はなしがたい。

朝臣領に関する管轄県の資料はなぜ希少なのか。それは県の統廃合により、つぎの機関に書類が移管されたり、秩禄処分が済むと、各役所において不要書類となり処分されたからである。さいわい伊豆国については韭山役所が明治九年の足柄県廃止まで県庁としての機能をもち、関係書類は江川家文書として保存されて現在にいたっている。武蔵国朝臣領の帳面類が併存しないのは、神奈川県などに移管されたからである。もし現存するならば、入間郡分は埼玉県庁に、多摩郡分は東京都庁に所蔵されていないなければならない。

政権交代による制度的転換があったとしても、徴税等についてはしばらくは前代の制度が緩用されるものである。地方知行制度においても、藩は幕末以来法人化しており、大名に安堵した形式のみを明治二年版籍奉還までとった。朝臣領は明確な個人

への本領安堵であり、さらに同年末まで持越し、三年初頭に村方に発令されたのである。なお、「朝臣」が「ちょうしん」であるのか、「あそん」であるのか、御教示あれば幸である。また、徳川家康より安堵された「重恩地」をもったまま紀州藩士となった旧横須賀組の紀州藩士領などは、維新時にどう処理されたのか。宗家と紀州藩主と双方から知行地を与えられた変則的な制度の終焉は、興味深いところであるが及べなかった。⁽²⁴⁾最後になるが、本稿に関する関恒久氏・井口俊靖氏の御教示に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 土居良三『軍艦奉行木村撰津守』中公新書一一七四、二〇九頁。
- (2) 『横浜市史』三巻上、一二頁、第一表「神奈川裁判所職員と神奈川奉行職員との対照」1旧神奈川奉行所職員で引続き在勤の者
- (3) 万石以上というが、その境界に関して明快に説明したものはない。荻野山中藩大久保氏が駿河松永から荻野山中に陣屋を移し、破滅的な借財の上に城構、無理な任官をしたのは大名への固定化をはかったものとみられる。大名の役という側用人などに旗本がついている場合もあれば、旗本の役とされる大番頭に二万石を越える大名がついている場合もある。また城内でも万石以下で菊の間などの大名の詰座敷に詰める旗本もいる。
- (4) 『静岡県史』通史5・近代一、九頁。
- (5) 伊豆国君沢郡堀之内村「御用留」(三島氏玉川・清水弘之家文書)

申 渡

右者、豆州旧幕旗下知行四万三千九拾六石余、其方支配ニ被仰付候間、御高帳者追而可相渡候、尤帰順之もの名前之義も追而可被相渡候間、年貢相渡候様可被致候

右者被 仰渡候趣奉承知候、右為御請申上候、以上

辰七月十三日

江川太郎左衛門在所豆州韭山ニ罷在候ニ付

元締根本慎蔵 印

會計所

口上覚

今般、牛込忠左衛門外七拾六人伊豆国知行高四万三千九拾六石余、支配ニ被仰付、婦順のもの有之候ハ八年貢可相渡旨、別紙之通被仰渡候、就而者右之内朝臣願有無不相分、可成丈ハ朝臣願ノ上本領安堵相成候様仕度、夫々被仰渡可被下候、右者拙者より茂及説諭度候得共、何れも宿所不相分、乍御手数御糺被仰聞被下度奉存候

辰七月

右書面并姓名書・被仰渡書写し相添江、辰七月十三日服部綾雄殿宅江津田伝八郎持參、差出候処、御同人明十五日駿府表江出立跡 龜之助殿留守居役前田来助義都而引受之もの被申聞、御面談有之、右之姓名書・宿所者猶取調、被差越候間、此方様ニ於茂説諭ノ義宜敷頼入候旨被申聞、何れ茂其内慎蔵宅江可被相越旨、被申聞候事

廻状

乍自由廻章を以得其意候、辰下秋暑之節ニ御座候得共、各様益御壮健ニ御勤役之段珍重ノ至ニ奉存候、然共今般旧幕府御旗下不帰順ノ御方々元知行所当御支配ニ相成候ニ付而者、郷宿引請之村々之義、不宿寄ニ而者御用弁ニも相拘り候間、村々取定候間、此段御承知被成下、御用ニ而御出菲之節者夫々取定之通、御定宿ニ被仰付候様、一同伏而奉希候、右之段者廻村之上相願可申処、差越候間以廻状御案内申上置度、右御願可得御意如斯ニ御座候、以上

辰八月六日

葦山郷宿 鈴木文五郎 宇野範右衛門 大道寺吉兵衛

別紙村々 御役人衆中様

辰八月 引請 村数帳

郷宿 文五郎 範右衛門 吉兵衛

- 御園 安久 長伏 堀之内 玉川 新谷 青木 梅名 平井 寺家 南江間 守木 長岡 小坂 宗光寺 浮橋 田京 下畑 大
- 沢 熊坂 三福 吉田 年川 冷川 関野 八幡 城 徳永 矢熊 木佐美 田牛 湊 上加茂 下加茂 大加茂 青市 一条
- 二条 加納 岩殿 下小野 上小野 蛇石 蝶ヶ野 一色 上白岩 下白岩 見高 石井 青野 網代 上修善寺

右引受郷宿 文五郎

○谷田 竹倉 徳倉 幸原 佐野 間宮 上沢 旦那 幸原 田代 畑夕村 大竹 加殿 中原戸 田代 原保 戸倉野 貴僧坊
姫ノ湯 宮ノ上 柳瀬 日向 大平 雲金 佐野 田沢 青羽根 本柿木 上船原 吉名 入間 妻良 小浦 明伏 石部 雲見
岩地 伏倉 宮内 桜田 中 吉田 峯和 大沢 安良里 一色 松崎 大沢里 湯ヶ野 宇佐美 梅木 右引受郷宿 吉兵衛
○塚本 仁田 大土肥 柏谷 南奈古谷 畑毛 長崎 重寺 三津 長浜 重須 木負 平沢 立保 久料 江梨 井田 戸田 小
土肥 小下田 上多賀 下多賀 湯川 松原 和田 岡 竹之内 十足 池 片瀬 白田 峰 浜 筏場 大沢 白浜 落合 宇
土金 堀之内 椎原 加増野 相玉 横川 荒増 河内 小松原 池代 右引受郷宿 範右衛門

(6) 『静岡県史』通史5・近代一、一三頁。

(7) 『嘉永明治年間録』(巖南堂、昭和四三年)一四八〇頁

徳川家臣ノ朝臣ト為ル者ノ禄ヲ定ム

万石以下五千石迄千俵宛 五千石以下三千石迄五百俵宛 三千石以下千石迄三百俵宛
千石以下五百石迄二百俵宛 五百石以下三百石迄百五十俵宛 三百石以下二百石迄百俵宛
二百石以下百石迄五十俵宛 百石以下四十石迄四十俵宛 四十石以下従前之通
右是迄俵取ノ者同断且扶持米ハ被廢候事 但最初帰順実効有者不此例事

別紙之通、被仰出候ニ付、来九月ヨリ高ニ応シ割合ヲ以テ蔵米被下置候ニ付、同朔日ヨリ辰ノ口外伝奏屋会計局へ為請取可罷出事

(8)(9) 『静岡県史』通史5・近代一、一三頁。

(10) 南江間村「御用村用留帳」(伊豆長岡町史資料別編1『津田家古文書』、平成八年)

○旧幕旗下不帰順之もの知行村々之儀、追々御処置可被 仰出候得共、当辰夏成年貢金之儀者、私領引付之通相心得、伊豆国知事江
川太郎左衛門役所江早々上納可致もの也

辰七月 民政裁判所 印

伊豆国村々 (葦山役所より廻状、八月六日着)

○伊豆国旧幕旗下知行所村々之儀、今般自分支配所被仰付、右帰順之もの名前之儀者 追而御達可相成、左候ハ八年貢相渡候様可致
旨、鎮台府御沙汰の趣(以下略) (葦山役所より廻状、八月九日着)

○追而松下嘉兵衛者勿論之儀、河野庄左衛門・原田熊太郎・戸田市之進知行村方をも相除、其余給々村々之分（以下略）

（葦山役所より廻状、八月十一日着）

- (11) 『静岡県史』資料16・近代一、第二章葦山県・1代官領からの転換と旗本領の消滅 No.3 二四八頁。
- (12) 『静岡県史』資料16・近代一、六〇頁、59旧幕臣去就に付用人調書。
- (13) 『静岡県史』資料16・近代一、第二章葦山県・1代官領からの転換と旗本領の消滅 No.4、二四九頁。
- (14) 『静岡県史』資料16・近代一、第二章葦山県・1代官領からの転換と旗本領の消滅 No.5、二五〇頁。
- (15) 『静岡県史』資料16・近代一、第二章葦山県・1代官領からの転換と旗本領の消滅 No.9、二五八頁。

禄制被為建候ニ付、士族采地上地被仰出候間、御料村々同様来午年より租税上納可取計事

右之通民部省より達有之候条以来支配ト可心得候、此廻状村名下令請印早々順達留村より可相返候也

正月十一日 葦山県

中太夫已下村々 名主・組頭

- (16) 『静岡県史』資料16・近代一、三八頁。禄制改、現米支給に転換
万ノ九〇〇〇石…二五〇石 九〇〇〇ノ八〇〇〇石…二二五石 八〇〇〇ノ七〇〇〇石…二〇〇石 七〇〇〇ノ六〇〇〇石…一七五石 六〇〇〇ノ五〇〇〇石…一五〇石 五〇〇〇ノ四〇〇〇石…一三五石 四〇〇〇ノ三〇〇〇石…一二〇石
- (17) 『静岡県史』資料16・近現代一、No.30、三四頁。『静岡県史』通史5・近現代一、七頁、旗本領引渡しの一例
- (18) 『神奈川県 中郡勢史』八六頁「近代以降の統治」、中地方事務所編、昭和二十八年刊。
- (19) 『福島県史』第三卷・通史編3・近世2、昭和四五年刊、第十六章横田領、五五七頁。
- (20) 『福島県史』第四卷・通史編4・近代1、昭和四六年刊、第一章明治維新と地方制度の改革、六頁。
- (21) 『埼玉県史』通史編5・近代1、昭和六三年刊、第一章・第一節戊辰戦争と府藩県三治制、三〇頁。
- (22) 『町田市史』下巻、昭和五一年刊、第五章明治維新と町田、一五頁。
- (23) 『相模原市史』三卷、昭和四四年卷、表一「明治初期における支配の変遷」、五頁。
- (24) 静岡県『清水町史』通史編上巻、平成一四年刊。